

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年10月11日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年10月11日（金）午前9時30分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

市民活動支援課岡田課長、松岡係長

3 件名

小学校区まちづくり協議会への財政支援策について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・新たな補助金内容や既存の補助金との統合について関係団体に意見を聞いているか。
→戦略会議を経て関係団体に意見を聞くところである。
 - ・拠点となる施設は決まっているのか。
→現在、第三小学校区は富士センター、大山口小学校区は小学校の教室で会議を行っているが、今後具体的に検討し決定していく。
 - ・協議会の収入として自主財源を考えるのか。
→お祭りでの販売収入は考えられる。
 - ・まちづくり協議会で何を事業として実施していくのか。
→これからまちづくり計画を策定し具体的な事業が決定されるが、地域の課題解決や魅力創出等を目的とした事業に取り組んでいく。
 - ・まちづくり計画ができる来年6月頃に補正予算で予算化してはどうか。
→準備会へ補助上限額を提示しないと実効性のあるまちづくり計画を検討できない。
 - ・国からまちづくり協議会の運営に適した補助金はないのか。
→白井市に適した補助金は見当たらない。
 - ・今後、補助金を統合していくためには、関係課や団体と十分に話し合い、調整を行う必要があるが、まだそれが不十分でないか。
 - ・協議会運営の人事費は、小学校区人口の大小に関係なく一定額必要ではないか。
 - ・拠点整備は一定額ではなく、地域の実情や特性を踏まえる必要があるのではないか。
 - ・補助にあまり制約を設けず自由度を高め、交付金として交付する方法はどうか。
 - ・まずはモデルとして一括交付し、事業内容によって加算する方法もあるのではないか。
- 【結論】
- 補助金の補助上限額や補助事業として想定される事業等を明確化させ、関係団体等との意見調整を加えたうえで再度付議すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

令和元年10月11日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 市民活動支援課

件名	小学校区まちづくり協議会への財政支援策について																																				
現状・課題	<p>[現状]</p> <p>小学校区単位のまちづくりを推進するモデル小学校区(白井第三小学校区、大山口小学校区)にて、小学校区まちづくり協議会設立準備会(以下、設立準備会)を発足させ、令和2年6月から7月頃を目途に小学校区まちづくり協議会(以下、まちづくり協議会)の設立を目指し、協議・検討を行っている。</p> <p>設立準備会の活動は、会議やワークショップの開催が主であり、必要な経費は市民活動支援課が予算計上し支出している。</p> <p>[課題]</p> <p>まちづくり協議会発足後は、まちづくり協議会が主体となり地域の課題解決や魅力創出のための取り組みを推進していくため、まちづくり協議会の持続的な運営と充実した事業を推進するための財政支援が必要である。</p>																																				
付議事案	目的	小学校区を単位に市民主体の協働のまちづくりを推進するため、まちづくり協議会の組織運営や地域の課題解決・魅力創出の事業に対する財政支援を行う。																																			
	対応方策	新たに「小学校区みんなでまちづくり補助金」を創設することにより、まちづくり協議会の継続的な運営と充実した事業が実施できるよう支援していく。																																			
論点(決定を要する事項)	<p>(1)制度の名称 (2)交付対象団体 (3)算定方法 (4)地域まちづくり活動補助金との統合 (5)対象事業 (6)対象経費 (7)制限事項等 (8)今後の取り組み</p>																																				
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>○部内会議(令和元年10月1日) ・算定の基本的考え方を明記しておく必要がある。 ・他自治体の交付額等の比較検討が必要である。 ・他市の取り組みを踏まえると、市の補助制度では事業費とあわせ運営費、事務員雇用人件費、拠点整備費等の支援が必要である。 ・制度設計は設立準備会(市民)の意見をもとに調整していく必要があるのではないか。 ・制度決定後は設立準備会に詳細を説明し理解してもらう必要がある。 ○関係課との会議(10月4日) ・予算規模が大きく、部内や部横断的な予算調整が難しい。市の重要政策として別枠で独自予算を確保してもらうことができないか。</p>																																				
スケジュール	<p>R1.10 令和2年度予算要求 → R1.12 モデル小学校区へ制度の概要説明、要綱制定 → R2.4 モデル小学校区へ制度の詳細説明 → R2.7 制度運用開始</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th><th>項目</th><th>有無</th><th>方法(時期)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td><td>無</td><td>要綱制定(R1.12月)</td><td>報道発表</td><td>有</td><td>プレスリリース(R2.4月)</td></tr> <tr> <td>議会説明</td><td>有</td><td>議員全員協議会(R1.11月)</td><td>広報・HP等</td><td>有</td><td>HP(R2.4月)</td></tr> <tr> <td>市民参加</td><td>無</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>付議書公表</td><td>■</td><td>公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (</td><td></td><td></td><td></td><td>まで)</td></tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無	要綱制定(R1.12月)	報道発表	有	プレスリリース(R2.4月)	議会説明	有	議員全員協議会(R1.11月)	広報・HP等	有	HP(R2.4月)	市民参加	無					付議書公表	■	公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																
条例規則	無	要綱制定(R1.12月)	報道発表	有	プレスリリース(R2.4月)																																
議会説明	有	議員全員協議会(R1.11月)	広報・HP等	有	HP(R2.4月)																																
市民参加	無																																				
付議書公表	■	公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)																															
参考情報	関係法令等	白井市補助金等交付規則																																			
	関係課	財政課、企画政策課、設立準備会の構成団体の所管課等																																			
	事業費	4,094千円 (うち特定財源 0千円)																																			

小学校区まちづくり協議会への財政支援策について

小学校区を単位に市民主体の協働のまちづくりを推進するため、小学校区まちづくり協議会(以下、まちづくり協議会)の組織運営や自主的・主体的に取り組まれる地域の課題解決・魅力創出の事業に対する新たな財政支援の制度を創設する。

1. 名称 小学校区みんなでまちづくり補助金

2. 交付対象団体 小学校区単位を基本として組織された小学校区まちづくり協議会

3. 算定方法

(1) 基本的考え方

各小学校区の公平性を保つため均等割額を基本とし、小学校区人口数による人口割り額を加え、小学校区の地域特性(高齢化率、年少人口比率)を加味することにより、総合的に算定する。

(2) 算定の計算式

$$\text{均等割額}(50 \text{ 万円}) + \text{人口割額}(100 \text{ 円} \times \text{小学校区人口}) \times \text{高齢化率係数} \times \text{年少人口比率係数}$$

① **②** **③** **④**

■計算式の詳細

① 均等割額	50 万円(1協議会当たり)
② 人口割額	100 円×小学校区人口(算定基準日 前年 10 月 1 日現在の人口)
③ 高齢化率係数	小学校区の高齢化率(65 歳以上) ÷ 市の高齢化率 ※高齢化率係数が 1 を下回る場合は 1 とする。
④ 年少人口比率係数	小学校区の年少人口比率(15 歳未満) ÷ 市の年少人口比率 ※年少人口比率係数が 1 を下回る場合は 1 とする。

(3) 特定加算

まちづくり協議会の拠点整備やまちづくり計画の見直しのための財政支援として、下記のとおり特定加算を設ける。

特定加算	条件
小学校区拠点整備費	拠点整備に必要な機器等の購入費や改装費 上限 50 万円(協議会設立初年度 1 回限り)
まちづくり計画見直し費	まちづくり計画の見直しに要する経費 上限 10 万円(設立 3 年目毎)

(4) モデル小学校区の交付算定(試算)

■モデル小学校区の交付算定額(平成31年4月1日データで試算)

白井第三小学校区	50万円(均等割額) + 100円(人口割額) × 10,060人 × 1(高齢化率係数) × 1.1(年少人口比率係数) + 50万円(特定加算:小学校区拠点整備費) 初年度交付算定額 210万6600円
大山口小学校区	50万円(均等割額) + 100円(人口割額) × 8,970人 × 1(高齢化率係数) × 1.1(年少人口比率係数) + 50万円(特定加算:小学校区拠点整備費) 初年度交付算定額 198万6700円

■高齢化率係数・年少人口比率係数の計算

	白井第三小学校区	大山口小学校区	白井市
高齢化率	23.3%	24.7%	25.8%
高齢化率係数 (計算式)	1 (23.3% ÷ 25.8% = 0.90)	1 (24.7% ÷ 25.8 = 0.95)	
年少人口比率	16.2%	15.9%	14.7%
年少人口比率係数 (計算式)	1.1 (16.2% ÷ 14.7% = 1.10)	1.1 (15.9% ÷ 14.7% = 1.08)	

■モデル小学校区の3年間の交付算定額の見通し(平成31年4月1日データで試算)

	1年目(初年度)	2年目	3年目
白井第三小学校区	210万6600円	160万6600円	170万6600円
大山口小学校区	198万6700円	148万6700円	158万6700円
特定加算	小学校区拠点整備費		まちづくり計画見直し費

4. 地域まちづくり活動補助金との統合

これまで自治連合会小学校区支部を対象に、小学校区内の住民の連帶意識及び自治意識の向上を目指し、小学校区内におけるコミュニティ組織の構築及び主体的なまちづくり活動を支援するため、地域まちづくり活動補助金を交付してきたが、小学校区まちづくり協議会を設立した小学校区から順次、新たな「小学校区みんなでまちづくり補助金」に統合する。

地域まちづくり活動補助金 均等割額(1小学校区 10万円) + 人口割額(30円 × 小学校区人口)
白井第三小学校区 人口 10,060人 補助額 401,400円(平成31年度)
大山口小学校区 人口 8,970人 補助額 368,800円(平成31年度)

5. 対象事業

小学校区まちづくり計画に基づき、小学校区まちづくり協議会がおおむね小学校区を対象に実施する、地域の課題解決や魅力創出等を目的としたまちづくり事業(各種団体との共催なども可)

- ・市又は市社会福祉協議会からの他の制度による助成・補助を受けている事業でないこと

6. 対象経費

上記のまちづくり事業の実施に必要な経費のほか、組織運営に必要な事務局運営費と事務員を雇用する人件費も対象とする。

分類	内容
まちづくり事業	地域の課題解決や魅力創出等の事業
組織運営	事務局運営費 通信経費(電話、インターネット)、光熱費、広報紙の発行、事務用品ほか 事務員雇用人件費(賃金)

7. 制限事項等

項目	制限内容
まちづくり事業費	1つの事業の事業費は、単年度交付額の30%を上限額とする。
食糧費	会議等の茶菓、講師の弁当や昼食を挟むイベント等の従事者への弁当、公益活動に伴う弁当・茶菓は認めるが、飲食が主たる目的である懇親会・反省会等は交付対象外とする。
事務員雇用人件費	単年度交付額の20%を上限額とする。
備品購入費	単年度交付額の20%を上限額とする。

8. 今後の取り組み

小学校区単位のまちづくりは、地域の多様な団体・組織、市民で構成する「小学校区まちづくり協議会」を設立し、協議会が主体となり互いの協力・連携のもと、地域の課題解決や魅力創出の事業を推進することにより、住みよい地域をつくっていく取り組みである。

現在、地域の団体・組織を所管する関係各課等から補助金等を交付し活動を支援しているところであるが、小学校区まちづくり協議会設立後は、こうした地域の団体・組織が協議会の事業として活動を推進していくことが見込まれる。また、小学校区単位のまちづくりを効果的に推進していくためには、地域が自ら使途を決定し活用することができる自由度が高い財源提供の仕組みをつくっていく必要がある。

こうしたことから、今後は各課等から地域の団体・組織に交付している補助金等を整理・統合し、可能な限り小学校区まちづくり協議会の活動を支援する「小学校区みんなでまちづくり補助金」に集約し、地域への補助を一本化していくこととし、関係各課及び団体との調整を経て準備が整った補助金から順次統合を進めいくこととする。

■他自治体における制度の概要

※白井第三小学校区(人口約1万人)と比較するため試算

令和元年10月11日

参考資料

自治体	人口	名称	交付額等	人口1万人 交付額(試算)	拠点 整備費	事務局 人件費
千葉県 香取市	7万6000人	住民自治 協議会補助金	均等割 110万円に地区人口 1,000人毎に5万円を加算 ・地域交流イベント、コミュニティづくりを目的とする事業は 50%以内 ・会議や研修などの事業は 10%以内 他に地域まちづくり計画策定に係る補助あり(30万円) 職員による事務局支援体制 市民協働課内の市民活動支援センター職員(専任)、地域の支援センター職員(兼務)が支援	160万円	×	×
茨城県 龍ヶ崎市	7万6000人	地域コミュニティ補助金	基本額 100万円に戸数割 1戸につき年額 500円 他に地域コミュニティ設立加算金あり →地域コミュニティが設立年度から3年度の間に限り、総額 50万円を限度として加算 職員による事務局支援体制 まちづくり協議会の事務局長をコミュニティセンターのセンター長が担う。 センター長は地域から推薦を受けた地元住民を市が職員として雇用している。	308万円 白井市1世帯平均 人員 2.4人で試算	×	×
愛知県 小牧市	15万3000人	地域助け合い 交付金	(1) 地域づくり事業費 均等割 100万円 + 人口割(260円×人口) (2) 運営経費 ①協議会運営経費 均等割 50万円 ②事務員人件費 均等割 180万円 ③委員活動費 1万 2000円×委員数 他に地域協議会事務局開設準備交付金として事務局設置に伴う諸経費(机、椅子、電話、パソコン、プリンター購入費など)を50万円限度に交付	590万円~	○ 他に 50万円	○ 180万円
大阪府 八尾市	26万6000人	校区まちづくり交付金	均等割 50万円 人口割(例 5,000人未満 100万円、5,000人以上 10,000人未満 125万円) 設備や備品の維持管理経費(50万を上限とし可) 他に事業加算額あり 15~80万円	175万円	×	×
大阪府 豊中市	40万0000人	地域自治組織 活動交付金	50円×小学校区人口×高齢者率係数×年少人口率係数+200万円 限度額 300万円、事務経費の限度額は 200万円まで	250万円	×	○ (事務スタッフへの謝礼)
兵庫県 明石市	29万9000人	住みよい地域 づくり補助金・ 地域交付金	住みよい地域づくり補助金 60万円 地域交付金 154万円 他に地域事務局支援事業補助金として事務局体制を構築するため、事務局員の人件費、事務局活動・事務局運営に係る経費を 200万円限度に補助	214万円 (1小学校区)	×	○ 他に200万
兵庫県 三田市	11万2000人	地域交付金	200万円 事業のほか、組織運営に必要な経費(事務局人件費、事務局整備・運営費)も対象(上限 130万円以内)	200万円 (1小学校区)	○ 130万円(事務局整備・人件費・運営費)	
愛媛県 宇和島市	7万4000人	地域づくり 交付金	総額 5,000万円を均等割、人口割、高齢者率割、子ども数割=4:2:3:1で 32 の地域づくり協議会へ配分		×	×
福岡県 大牟田市	11万3000人	校区まちづくり交付金	(1) 運営に関する交付金 ①運営交付金 人口割 100円×人口 ②組織強化に関する経費 60万円 ①+②に加入世帯率に応じて増減 (2) 事業費に関する交付金 人口に応じて5段階で設定 例) 6,000人以上 24万円、8,000人以上 26万円 他に校区活動拠点整備初期投資交付金あり →校区拠点に必要な機器などの購入経費、改装費を交付(上限 50万円)	186万円	○ 他に 50万円	×